

令和8年度福島県立あぶくま支援学校高等部入学希望者事前教育相談実施要項

福島県立あぶくま支援学校高等部

1 目 的

- (1) あぶくま支援学校高等部入学を希望する生徒及び保護者に高等部の教育の概要や目指す生徒像等について説明し、本校を志望する理由や学ぶ目的、意欲を確認する。
- (2) 特別支援学校高等部入学対象生徒であるかを確認するとともに、面接を通して生徒の実態を把握し、入学後の指導の参考とする。

2 対 象 中学校または特別支援学校中学部に在籍する中学3年生

3 期 間 令和7年10月8日（水）～11月17日（月）27日間

4 時間区分（45分以内）

A	9：30～10：15
B	10：30～11：15
C	13：15～14：00
D	14：15～15：00

5 教育相談内容

(1) 生徒・保護者対象

- ① 入試の概要について説明する。
- ② 本校を志望する動機や理由、学習意欲、進路選択の意向を確認する。
- ③ 教育相談の資料を基に面接し、生徒の実態や医療的に配慮が必要なこと、家庭での様子、高等部卒業後の進路等について聞き取る。

(2) 担任対象

- ① 入試の概要について説明する。
- ② 生徒の履修する教育課程を確認する。
- ③ 個別の指導計画や教育支援計画、自立活動の目標等を確認する。
- ④ 生徒の実態や医療的に配慮が必要なこと、学校での生活や学習の様子、本校を志望する動機、進路選択の過程等について聞き取る。

6 申込み及び提出資料について

- (1) 教育相談を希望する生徒は、実施希望日時を「申込書」を用いて所属学校（担任等）を通して申し込む。
- (2) 教育相談の希望日時を調整し、実施日を決定する。決定した教育相談実施日時については、所属学校（担任等）を通して該当生徒に通知する。
- (3) 相談資料（別紙様式：記入例参照）は、当該生徒の実態と保護者からの情報を基に担任が作成する。また、中学部・中学校入学以降に実施された知能検査等の結果を転記する。検査結果がない場合は、S－M社会生活能力検査を実施し、社会生活年齢（SA）と社会生活指数（SQ）を相談資料に転記する。また、相談当日までに実施できない場合は、後日、学校または相談機関にて実施し、その結果を報告する。
- (4) 事前教育相談申込書と相談資料を8月20日（水）必着で郵送にて提出する。